平成２２年（フ）第４７８号
大津市萱野浦３番６―307号
債務者　山岸　敦子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０９号
大津市枝３丁目19番６号　滋賀南部森林組合寮103号
債務者　川上　周生
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市平岡町高畑130番地の14
債務者　八幡　清美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１６号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目３番７号
債務者　田村香代子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３４号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地船頭県住１―1021号、申立時の住所兵庫県加古川市平岡町新在家1464番地の１ハイツ砂川101号
債務者　川野　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９７号
兵庫県加古川市野口町水足1152番地の２
債務者　北谷　義勝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５５号
兵庫県姫路市菅生台12番地１市営六角住宅７棟7503号
債務者　小松　里江
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５７号
兵庫県姫路市岡田441番地４
債務者　岡前　敬一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６４号
兵庫県姫路市城北新町２丁目12番19号古河方
債務者　伊藤しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７２号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目26番地の１　ビンセントハイツＢ―１号
債務者　富高　春実
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７３号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目15番22号　古田町住第201号
債務者　宮本　郁代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７７号
兵庫県姫路市大津区平松283番地３
債務者　劉宏則こと　小原　宏則
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４５号
香川県丸亀市前塩屋町１丁目13番３号　田中アパート
債務者　香川　政良
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６００号
高知市入明町14―22　コーポナカムラ205号室、住民票上の住所高知市百石町２丁目18番20号　市住15号
債務者　西川　純子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７６号
高知県南国市大埇甲1205番地６　フレグランス南国102号
債務者　小川イク子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８３号
高知市横内189番地19
債務者　川田　清子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９３号
高知市井口町64番地６
債務者　中澤真佐美
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係